

国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度 (基本構成)

国の出先機関の事務・権限の地方公共団体への移譲を推進し、もって国及び地方公共団体を通じた行政の効率化を図るとともに、住民の福祉の向上に寄与することを目的として、「アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成 22 年 12 月 28 日閣議決定)記 1 に基づき、市町村をはじめとする関係団体の意向を踏まえつつ、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進するための広域的実施体制の枠組みを下記の方針により検討し、個別の事務・権限ごとに国の関与を始めとする諸課題について具体的な検討を行った上で、今国会への特例法案提出を目指す。

記

1 広域的実施体制の在り方について

(1) 広域的実施体制

出先機関の事務・権限(以下「事務等」という。)のブロック単位での移譲の受け皿となる広域的実施体制は、特定広域連合(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 284 条第 1 項に規定する広域連合であって、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域が移譲対象出先機関の管轄区域(当該管轄区域に含まれないとすることについて相当の合理性が認められる区域を除く。)を包括するものをいう。)並びに北海道及び沖縄県(以下「特定広域連合等」という。)とする。

(2) 執行機関の在り方

特定広域連合に長を置く(＝独任制。構成団体の長との兼職を妨げない。)

特定広域連合を組織する地方公共団体の長を構成員とする会議を置くことができる。会議を設置したときは、特定広域連合の長は、施策に関する重要事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、会議の意見を聴くものとする。特定広域連合の長は、会議の意見を尊重しなければならない。

特定広域連合の長の下、日常の業務執行を管理する専任の移譲事務等管理者(仮称)を移譲対象出先機関ごとに置く。

（３）議会の在り方

常任委員会の設置、定例会の回数増及び会期の長期化等について、特定広域連合等の議会の自主的な取組を促す。

（４）監査・透明性の確保

特定広域連合は、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項に規定する包括外部監査契約の締結を必須とする。

移譲事務等の実施状況を特定広域連合等が自ら検証し評価する仕組みを 2（６）①の基本方針で定める。

（５）区域の在り方

特定広域連合の区域が移譲対象出先機関の管轄区域（当該管轄区域に含まれないとすることについて相当の合理性が認められる区域を除く。）を包括しなければならないものとする。

（６）組織の安定性、永続性

特定広域連合が解散する場合及び特定広域連合を組織する都道府県が脱退する場合の手続等は、別に法律で定める。（当該法律が定められなければ、解散及び脱退はできない。）。

（７）効果的・効率的な広域行政の推進

特定広域連合を組織する地方公共団体の事務等を持ち寄ることにより、広域行政をより効果的・効率的なものとする。

政令市の加入を促進する。

２ 事務等の移譲の在り方について

（１）移譲対象となる事務等

移譲対象出先機関単位で全ての事務等を移譲することを基本とし、経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所の移譲を受けようとする具体的意思を有する関西、九州両地域及び経済産業局の移譲を受けようとする具体的意思を有する四国の意向を踏まえ、経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所を当面の移譲対象候補とする。

（２）の措置によることとした場合でも、なお不都合が生じる場合には、移譲の例外

となる事務等とすることを個別に検討する。

（２）移譲のための措置

移譲事務等は特定広域連合等の区域外の地域においては引き続き国が処理する事務であることを踏まえ、当分の間、従来のメルクマールに左右されない特例的な法定受託事務を設け、国による関与を必要に応じて柔軟に設けることで対応するなど、以下のとおりの取扱いとすることとし、個別の事務等毎に具体的に検討する。

①事務区分

原則として法定受託事務とする。

②国の関与

国と地方の対等・協力の関係を前提とした上で、国による関与（協議、同意、許可・認可・承認、指示等）を必要に応じて柔軟に設ける。

③並行権限行使

移譲事務等に係る法律の所管大臣の並行権限行使を必要に応じて柔軟に活用する（現行の個別法で大臣権限が留保されていない移譲事務等についても必要に応じて柔軟に活用する。）。

④区域外権限行使

移譲対象出先機関が有する広域的な事業者や事業活動に対する区域外権限行使を維持・継続する。

⑤移譲事務等に関する事業計画

特定広域連合等は、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴いた上、毎年度事業計画を策定し、移譲事務等に係る法律の所管大臣の同意を得なければならない。

（３）大規模災害時等の緊急時のオペレーション

国民の生命、身体、財産の保護のため緊急に事務等の的確な処理を確保する必要があると認めるときは、移譲事務等に係る法律の所管大臣が、移譲事務等の処理に関し、特定広域連合等の長に対し必要な指示を行うことができるよう、個別法令において所

要の手当てを講ずる。

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく緊急災害対策本部が設置された場合等には、移譲対象出先機関を所管していた大臣は、特定広域連合等の長に対し、防災に関する事務又は業務に協力するよう指示することができる。

緊急災害対策本部の設置に至らない場合等においても、移譲対象出先機関を所管していた大臣は、特定広域連合等の長に対し、同様の協力を要請することができる。

上記の防災に関する事務又は業務への協力の指示又は要請に基づき、特定広域連合等の職員が他地域の国の出先機関に派遣される場合については、派遣される職員が地方公務員であることにかんがみ、当該職員の身分上の取扱い等、所要の法的手当てを講ずる。

（４）個別の作用法令に基づかない様々な事務の取扱い

事務の位置づけを明確化するため、可能なものは個別作用法に規定することを基本としつつ、それ以外の事務についても、特例法に根拠規定を設ける等の措置を含め、その法制的な在り方について検討する。

（５）新たに必要となる事務等の取扱い

出先機関の移管が行われた地域においては、他の地域で出先機関が処理することとなる新たな事務について、特定広域連合等が処理することを基本に、法令上の手当て等について検討する。

（６）事務等移譲の手続

①基本方針の策定

国は、出先機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を閣議決定により定める。

②計画の認定等

特定広域連合等は、基本方針に即して、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴いた上、特定広域連合等の議会の議決を経て、移譲を受ける事務等の実施に関する計画（以下「計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

（特定広域連合を設置しようとする地方公共団体についても、同様の手続により、計画の認定を申請することができる。）

内閣総理大臣は、計画が基本方針に適合すると認めるときは、計画の認定をするものとする。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長の同意を得なければならない。

③事務等の移譲措置

内閣総理大臣の認定を受けたときは、事務等の移譲のための措置が適用され、移譲対象出先機関の事務等を特定広域連合等の長が行う。（（２）⑤の事業計画を毎年度策定する。）

３ 職員、財源に係る措置の在り方について

（１）人員の移管等

円滑な移管を実現するため、移管する要員規模の決め方、移管の方法、身分の取扱い、処遇上の取扱い等について、主として以下の点に重点を置いて検討を進める。

①移管等が必要な要員数の決め方、移管の方法、身分の扱い

移譲事務等に従来国で要していた要員数がそのまま地方で必要となる要員数となることを基本とする。

（別に辞令を発せられない限り）事務等の移譲の日において、移譲先の職員となることとし、移管の前後において、職員の就く官職の職務と責任は同等とすることを基本とする。

②給与を含む処遇上の扱い

給与、休暇、服務については、移管先の条例等に拠ることとし、退職手当については、国、地方の勤続年数を通算の上、最終退職官署において支給する。共済については、国家公務員共済組合の組合員から地方公務員共済組合の組合員になる。

③その他

移管前後で国・地方を通じて公務能率を維持・向上させる必要があることから、人事交流を含むキャリアパスや採用における任用上の配慮、研修、人事記録等の引継ぎ等の必要な措置を講ずるものとする。

（２）財源

移譲事務等の実施に要する財源について改革の理念に沿った必要な措置を講ずる。

4 その他

(1) 事務等移譲特別区域推進本部

内閣に、全閣僚で構成する事務等移譲特別区域推進本部を置き、当該本部は基本方針の案の作成、基本方針に基づく施策の実施の推進に関する事務等をつかさどる。

(2) 権利義務の承継について

事務等の移譲に伴う権利義務の承継について所要の措置を講ずる。